

相談したいとき

メールでの相談も受付けます。アドレスはP24「長沼町こども家庭センター」をご覧ください。

育児相談

育児に関わるなかで、誰かに話を聞いてもらいたいことがある時はいつでもお話してください。来所・お電話どちらでもお待ちしております。

<対象>

- ・プレママ・プレパパ(出産を控えた方)
- ・0歳～就学前のお子さんを持つ保護者の方

<相談時間>

電話： 8：30～17：00(土日・祝日を除く)
来所： 10：00～15：30(土日・祝日を除く)

<場所>

児童センター ぽっくる 内
子育て支援センター はぴはぼ

<問合せ> ☎ 0123-76-7462

すくすく相談

身長と体重の計測、栄養士への栄養相談ができます。申込が必要です。

<対象>

0歳～就学前のお子さん

<相談時間>

毎月第2月曜日9：00～15：00

<場所>

児童センター ぽっくる 内
子育て支援センター はぴはぼ

<問合せ> ☎ 0123-76-7462

ファミリー・サポート・センター事業

生後おおむね4か月から小学6年生までのお子さんがある保護者の方が対象です。

会員登録した後、有料で託児などのサポートを受けられます。

<場所>

児童センター ぽっくる 内
子育て支援センター はぴはぼ
ファミリー・サポート・センター

<問合せ> ☎ 0123-76-7462



保健福祉課保健係

妊娠や育児全般に関する相談に保健師、栄養士が対応します。また、ご家族の健康に関する相談もお受けします。精神科医師による「こころの健康相談(1回/2か月・要予約)」もあります。

<相談時間> 8：30～17：15
(土日・祝日を除く)

<場所> りふれ 保健係

<問合せ> ☎ 0123-82-5555

保健福祉課福祉係

身体・知的・精神に障がいを持つお子さんの福祉サービスに関する相談に対応します。また生活困窮に関する相談もお受けします。

<相談時間> 8：30～17：15
(土日・祝日を除く)

<場所> りふれ 福祉係

<問合せ> ☎ 0123-82-5555

児童発達支援・放課後等デイサービス きらりこ

心身の発達支援を行います。
<場所> 東町北1丁目1番36号
<運営・問合せ>

しおん
株式会社 星音
☎ 0123-76-7870



※ 赤字は民間団体を示します。

子ども発達支援センター

0歳から18歳を対象に、運動の発達や言葉の発達の遅れなどの相談に対応します。

<相談時間>
8：30～17：00(土日・祝日を除く)

<場所>

りふれ2階 子ども発達支援センター

<問合せ>

☎ 0123-76-7360



通級指導教室

学齢期の児童、生徒を対象に、ことばやコミュニケーション、発達やその他の成長、療育の相談に対応します。

<場所・問合せ>

- ・町立長沼小学校【相談時間…8：00～16：30 ※土日・祝日を除く】
✓通級指導教室(ことばの教室) ☎ 0123-88-3598
✓小学校職員室 ☎ 0123-88-2343
- ・町立長沼中学校【相談時間…9：00～16：30 ※土日・祝日を除く】
✓中学校職員室 ☎ 0123-88-2567

民生委員・児童委員

福祉や家族、育児、教育などの相談を受け、関係行政機関と地域の方のパイプ役として活動しています。

<問合せ> りふれ 福祉係 ☎ 0123-82-5555

支給・給付・助成制度



病気や障がいのあるお子様のために

※ 対象や支給額等の詳細は、
問合せ先へご確認ください。



特別児童扶養手当支給

精神または身体に重度障がいがある満20歳未満の児童を養育している方に支給されます。

一人につき ・1級 月額56,800円 ・2級 月額37,830円 ※ 所得制限があります

<問合せ> 役場 国保年金係 ☎ 0123-76-8013

障害児福祉手当支給

精神または身体に重度障がいがある満20歳未満の児童に支給されます。

一人につき 月額16,100円 ※ 所得制限があります

<問合せ> りふれ 福祉係 ☎ 0123-82-5555

未熟児養育医療給付

養育のために病院や診療所に入院の必要がある未熟児に対し、必要な医療の給付を行います。乳幼児医療費助成事業も活用することにより、保険が適用される患者負担分を全額助成します。

<問合せ> りふれ 子ども支援係 ☎ 0123-76-7360

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入費(修理費)の一部を助成します。

<問合せ> りふれ 福祉係 ☎ 0123-82-5555

ひとり親家庭のために

児童扶養手当支給

離婚等により父(母)がいないまたは父(母)が重度の障がいの状態にある場合は18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に支給されます。(児童が心身に中程度の障害がある場合は20歳まで)

<問合せ> 役場 国保年金係 ☎ 0123-76-8013



ひとり親家庭等医療費助成

20歳未満の子どもを扶養するひとり親家庭等の方を対象に医療費の一部を助成します。

<助成内容> 住民税非課税世帯：自己負担分のうち初診料を除いた医療費の全額

住民税課税世帯：自己負担分のうち1割分を除いた医療費の全額

※ 親については入院と指定訪問看護のみが助成対象となっています。

※ 高校生以下のお子さんについては課税状況を問わず医療費自己負担分が全額助成されます。

<問合せ> 役場 国保年金係 ☎ 0123-76-8013

経済的に援助が必要なとき

就学援助制度

<対象> 長沼町立学校に就学する小学生・中学生のお子様をお持ちの保護者 ※ 所得制限があります

<概要> 経済的に援助が必要な家庭に、学用品費・修学旅行費・給食費などを援助します。

<問合せ> 教育委員会 学務係 ☎ 0123-76-8026